

令和8年度  
魚沼市がんばる地元のお店支援事業補助金  
申請の手引き

## 1 制度の概要

### 1 目的

目まぐるしく変化する社会情勢の中、商業を取り巻く環境も大きな変革の時代を迎えています。

また、市内事業者の中でも、逆境をチャンスと捉え、新たなサービスや様々なアイデアで、積極的に販路拡大に取り組む機運も高まっています。

市は、市内商工会と連携して「がんばる地元のお店」を後押しすることで、消費者が買い物を楽しめる街づくりを推進するとともに、「魚沼市の誇る地元のお店」を市内外に発信することを目的とし、本事業を実施します。

### 2 対象となる事業者

以下の3点に当てはまる事業者が対象となります。

- ・ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- ・ 市内に本社、主たる事業所又は工場等を有している
- ・ 一般消費者を対象とした商品販売又はサービス提供を行っている

以下の事業者は対象となりません。

- ・ フランチャイズ契約、チェーン店契約又はこれらに類する契約に基づく事業者
- ・ 風俗営業を営む事業者

### 3 対象となる事業と補助金額

事業	申請方法	申請枠	補助率	上限額
販売促進事業	単独申請 共同申請 団体申請	一般枠	1/3	単独：20万円 共同申請 2者：40万円 3者：60万円 4者：80万円 5者以上又は商業者 団体：100万円
		魚沼応援枠	1/2	
店舗リフォーム事業	単独申請	-	1/5	20万円
商業基盤施設整備事業	共同申請 団体申請	-	1/4	販売促進事業における共同申請と同額

共同申請：対象となる事業者が2者以上で申請すること。

団体申請：商店街組合など、市内事業者で構成された団体が申請すること。

## 1 販売促進事業

販売力・集客力の向上を目的とした取り組みで、事業計画の作成にあたって市内商工会の助言・支援を受けて実施することが必要です。

申請区分は事業の内容に応じて3種類の枠があり、補助率が異なります。

一般枠	販売力・集客力を向上させる事業
魚沼応援枠	販売力・集客力を向上させる事業で、市の地域資源の活用又は地域課題の解決に向けた取組 ※一部経費は市内事業者に発注するもののみ対象

★新発売★

店長一押し



## 2 店舗リフォーム事業

市内業者に発注する、以下の6項目のいずれかに当てはまるリフォーム工事で、工事に要する費用が税抜20万円以上のものを対象とします。

お客様の利便性・快適性や、美観が向上することにより集客力を高める目的で行う工事を対象とし、単なる老朽修繕工事は対象となりません。

※店舗併用住宅の場合は、店舗部分にかかる工事のみ

1	店舗の一部の改築又は増築工事	
2	外壁工事、耐震補強工事その他の店舗の耐久性を高める工事	
3	看板設置、内装工事、照明器具の入替工事その他の店舗の集客力を高める工事	
4	バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の店舗の安全上又は防災上必要な工事	
5	空調、冷暖房機器等の設置工事その他の店舗の快適性を向上するための工事	
6	来店者用のトイレ、洗面台等の設置工事その他の店舗の衛生上必要な工事	

## 3 商業基盤施設整備事業

事業者団体又は事業グループが所有権を有し、経常的に管理する以下の施設を整備する事業です。※共同申請、団体申請のみ

1	アーケード(附帯設備を含む。)
2	街路灯
3	カラー舗装
4	共同駐車場
5	案内看板

※④火災復旧事業については、該当される方は個別に対応いたしますのでお問い合わせください。

## 1 販売促進事業

## 一般枠の取り組み例

- ・新サービス、新商品の開発と広告宣伝
- ・パンフレット、webサイト、商品パッケージなどのリニューアル
- ・新たなサービスを提供するための資格取得

## 魚沼応援枠の取り組み例

## ◇「魚沼応援枠」における採択基準

- 魚沼市の産物、観光資源、人的資源など、魚沼市ならではのものを有効活用した内容であること。
- 「人が集い、学び、支えあうまち 魚沼」を実現するための取り組みであり、交通・防災・自然環境・健康づくり・高齢福祉・子育て・学び・集いの場作り等、顧客のニーズをくみ取り、暮らしをより良く、楽しくする内容であること。
- 上記に関連する取り組みで、販売力、集客力を向上させること。

## 【地域資源①特産物を使った取り組み】

魚沼市で（特産物）を生産する〇〇氏の協力を得て、（特産物）を活用した新商品を開発し、市内外にPRすることで地元農家の認知度向上と売上げアップを目指す。

## 【地域資源②場所や景観をアピールする取り組み】

魚沼市の（観光資源）にちなんだ新サービスを展開することにより市外観光客を誘致し、（観光資源）の地元ならではの楽しみ方を提案し通年のリピート化を目指す。

## 【地域資源③地域の伝統（芸能・技術・行事等）をアピールする取り組み】

魚沼市〇〇地域住民に昔から愛されている（伝統）と、当店のサービスとコラボした〇〇を実施し、（伝統）を知ってもらうと同時に、当店のサービス認知度も高める。

## 【地域課題①健康をテーマにした取り組み】

市内では年々〇〇な人が増え、〇〇に対する健康ニーズが高まっている。そのため、〇〇を改善するためのサービスを開始し、地域住民の健康な暮らしをお手伝いするとともに、継続的な健康管理の必要性をPRし、リピーターを確保する。

## 【地域課題②環境をテーマにした取り組み】

近年、〇〇業界では自然環境を意識したサービスが消費者に選ばれており、当店の顧客からのニーズも高い。そのため、〇〇を導入し、サステナビリティな企業姿勢と魚沼のクリーンなイメージをPRし、他店との差別化を図る。

## 【地域課題③学びをテーマにした取り組み】

顧客のリスキングに対する関心が高まっているため、当店の持つ経験と技術を活かし、店内の一部を〇〇スペースとして開放し、定期的に教室を開催することにより、地域の中で〇〇に関する技術を持つ人を増やし、新たな交流と学びの場を提供するとともに、新規顧客の来店動機を促す。

## 1 販売促進事業

補助対象経費	○×	内容
研修費	○	講師謝金、受講料など
	×	旅費
使用料及び賃借料	○	会場使用料、イベントに使用する物品のリース料
	×	補助事業実施期間外のリース料
広告宣伝費 ※1	○	補助事業を宣伝するためのチラシ、のぼり、CM、有料SNS広告(支出額が書類上で確認できることが必要)など
	×	無償配布を目的としたグッズやノベルティ代、補助事業の実施期間中に使用しないもの、会社案内や求人募集
外注費 ※2	○	ウェブサイト構築費用、パッケージデザイン料、移動販売を行うための車両の改造費用など
	×	人件費
備品購入費 ※3	○	機械・器具の購入及び設置に要する経費
	×	車両、パソコン、スマートフォン、家庭用家電製品など汎用性があり、目的外使用になりうるもの、中古品

※1～3 魚沼応援枠を選択した場合は、市内業者に支払う経費のみ補助対象とします。  
市内業者・・・市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者

## 2 店舗リフォーム事業・施設整備事業

補助対象経費	○×	内容
工事費	○	買い物客の快適性・利便性・美観を改善し、集客力を向上させる目的で実施する工事
	×	単なる老朽修繕や、同等の機能の設備への取替工事

### ○ 販売力・集客力を向上させるとはどういうことか

自店の強みを活かして、新規顧客やリピーターを増やす、新サービスを始める、知名度を上げるなど、この補助事業が終わっても効果が持続する新たな取り組みをいいます。

新たな取り組みとは、自店において、これまでに実施したことのない取り組みをいいます。必ずしも革新的な取り組みや、珍しい取り組みである必要はありません。

以下を参考に、「自店の抱える弱みと課題→それを解決する手段」「自店の強みとさらなる目標→それを達成するための手段」として、事業計画を立案してください。

- ・女性客がメインだが、新たに男性客向けのサービスを展開したい
- ・これまでターゲットにしてこなかった高齢者層をターゲットにしたい
- ・市内をメインに営業してきたが、市外まで範囲を広げたい
- ・最新の〇〇を導入して、市内初の〇〇サービスとして他店と差別化したい
- ・新たに〇〇の資格を取得して、〇〇を求めるお客様のニーズに応えたい

### ○ 対象にならない事業はどんなものか

単純な安売りや毎年恒例のキャンペーンに伴うチラシやクーポンの配布、老朽化した設備や店舗の補修、直接顧客対応に関係のない内部事務・バックオフィス業務に関する経費など、通常業務の範囲内と考えられるものについては、対象としません。

### ○ 業務に必要な機械、備品を購入したい

機械を導入することで、新たにどのようなサービスや付加価値を顧客に提供するか、その事業による今後の展望などを事業計画書にお書きください。

ただし、この補助金は事業の運転資金を支援することを目的としていませんので、通常行っている業務に必須のもの（それがないと仕事にならないようなもの）の購入資金や、単に老朽化した機械や設備の交換経費には使用できません。

また、事務用品として必要な電子機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）、業務用としての使用に限らない家庭用電化製品などは対象になりません。こういった汎用的な機器類はたとえ補助事業に必要なものであっても、補助金審査が困難になりますので一律対象外とさせていただきます。

### ○ 新サービスを提供するために必要な機械を導入するため、機械の購入費とそれに必要な消耗品を購入したい。

機械の購入費と、設置にかかる経費は対象になりますが、消耗品は対象になりません。

使用するたびに減少するもの、摩耗するもの、1年以上反復使用しないものなどを消耗品として区別しますが、詳細は個別に審査いたします。

### ○ 新商品を開発したい。

開発のためにかかった経費、パッケージデザイン費などに使用できますが、販売する商品そのものの仕入れや加工費には使用できません。

また、年度内に新商品を販売し、その実績を報告することが必要です。

## ① 事前相談

事業計画書の内容を市内商工会に相談 ※販売促進事業のみ。その他事業は市へ相談



## ② 申請（令和8年12月18日〆切）

必要書類を商工課に提出（押印不要、データ提出可）



## ③ 審査

必要な書類がすべて揃った申請者から審査を開始



## ④ 交付決定

審査完了後交付決定通知を送付 ※交付決定額が予算に達したら終了となります



## ⑤ 事業実施

交付決定の日から事業を開始  
（注意！決定日以前に発注・契約した費用は補助対象外になります！）



## ⑥ 実績報告（令和9年3月末日まで）

事業を完了し、必要な支払いをすべて済ませたら実績報告書を作成し商工課に提出します  
（注意！支払金額が書類上で確認できない支出は対象外になります！）



## ⑦ 補助金支払

実績報告書の審査後、補助金の額を確定して補助金を支払います

**1** 申請書提出先

魚沼市役所 商工課 商工係（庁舎2階 21番窓口）  
〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地  
TEL：025-792-9753(直通) FAX：025-793-1016  
E-mail：shoko@city.uonuma.lg.jp

**2** 事業内容に関する相談

商工会名称		所在地	電話番号
魚沼市商工会	本所	魚沼市小出島1209-11	025-792-2124
	堀之内支所	魚沼市堀之内130番地	025-794-2433
守門入広瀬商工会		魚沼市須原520	025-797-2272